

中国の基準認証制度 (CCCマーク制度)の状況

2008年3月11日

株式会社三菱総合研究所

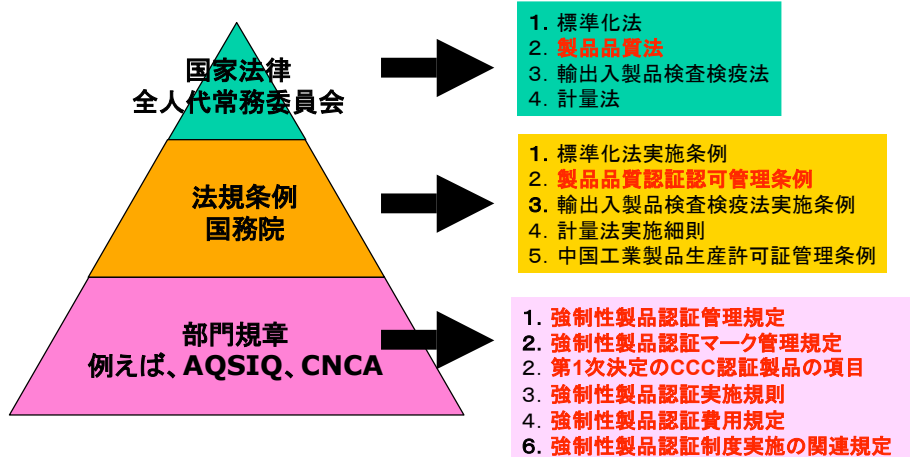
科学・安全政策研究本部 技術安全マネジメントグループ
主席研究員 首藤俊夫

講演内容

- CCCマーク制度の概要
- 他国との協力体制の構築
- CCCマーク制度の最新情報
- 中国でビジネスをおこなうには

CCCマーク制度の概要

CCC制度体系 — 法律と法規



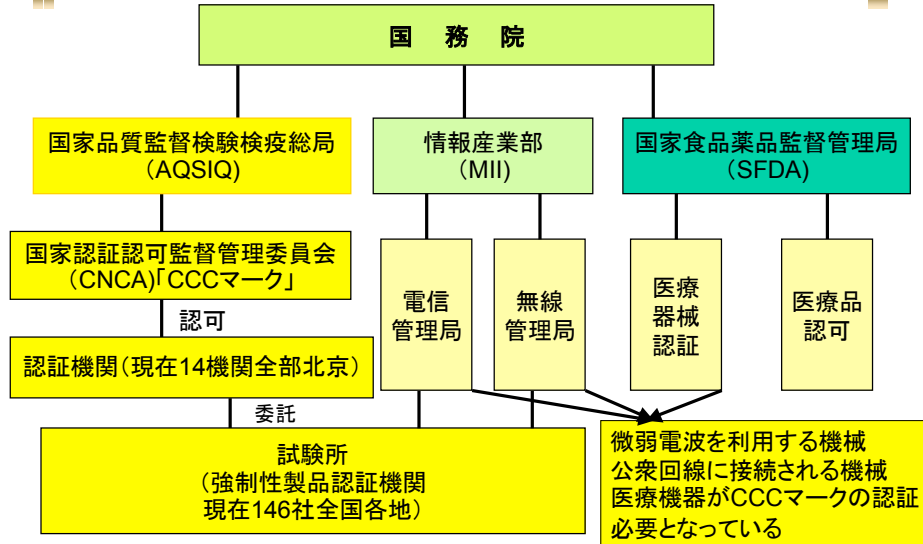
CCC制度体系 — 法律と法規

- 中華人民共和國標準化法
 - 標準の種類、標準の性質及び標準の実施方法
- 中華人民共和國製品品質法
 - 認証制度、監督制度
 - 認証機関、地方機関、生産と販売者の責任、違反行為の処罰規定
- 中華人民共和國輸出入製品検査検疫法
 - 輸入製品の品質許可制度 — 強制性製品認証制度
- 中華人民共和國標準化法実施条例
- 中華人民共和國輸出入製品検査検疫法実施条例
- 中華人民共和國製品品質認証認可管理条例

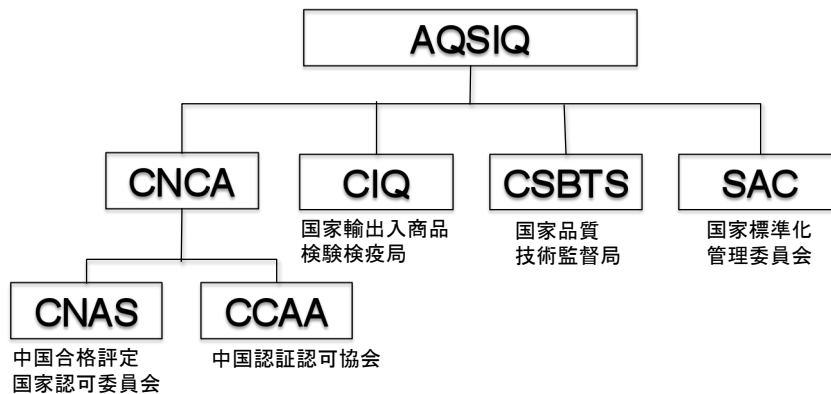
CCC制度体系 — 規章と規範文章

- 規章
 - 強制性製品認証管理規定
- 規範文章
 - 強制性製品認証マーク管理規定
 - 様式、使用要求、制作申請と発給、管理監督
 - 第一回決定のCCC認証製品リスト
 - 強制性製品認証実施規則
 - 強制性製品認証費用規定
 - 強制性製品認証制度実施の関連規定
 - 認証違法行為処罰の規定
 - 認証訓練及び諮問機関の管理規則
 - 認証訓練及び諮問機関人員管理規則
 - 実験室及び検査機関資質認定の管理規則

CCC認証制度の組織体系



CCC認証制度の組織体系



CCC認証制度の管理と実施機関

■ 国家品質監督検査検疫総局 (AQSIQ) (国務院 行政部門, 製品品質の行政執行監督部門)

- 国家強制性製品認証の規章と制度
- 審査、項目決定等、国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) と連携して公表

CCC認証制度の管理と実施機関

■ 国家認証認可監督管理委員会 (CNCA)

役割:

- 国務院の授権を受け、CCC認証制度の策定、実施に取り組み、その実施の有効性を確保するため監督機能を果たす

具体的な機能:

- 制定、調整項目またAQSIQと連携して公表する
- 公表した項目を認証するための実施規則を制定する
- 制定、発給認証マーク、認証証書の要求を確定する
- 認証業務に携わる認証機関、試験機関、検査機関と認証マーク発給機関を認可する
- 認証取得製品と関連企業のリストを公表する
- CCC認証機関の違法行為に対し、調査・処罰する
- 特殊用途の製品のCCC認証の免除
- CCC認証審査に関する異議・クレーム処理

CCC認証制度の管理と実施機関

■ 「認証認可条例」枠内：地方品質技術監督機関と地方 輸出入検閲検疫機関（以下“地方質検機関”と簡略）

- 管轄地域において認証項目製品の実施状況を監督
- 監督の重点
 - 認証の済んでいない、またはマークを貼っていない製品
 - 模倣、偽造マークの製品及び消費者から苦情等が寄せられた問題製品
- CCC認証の違法行為に対して調査・処理
 - 調査の対象はCCC認証規定に違反する生産者、販売事業者、輸入者、経営使用者
 - 「強制性製品認証管理規定」により、処理する
- 認証機関、試験機関、検査機関またその人員が法律と業務規則に違反した場合には、CNCAに報告し、CNCAがそれに対して調査・処理する。地方質検機関はCNCAに協力し、経済処罰になる場合、CNCAの委託を受けた省級質検機関が処理する

CCC認証制度の管理と実施機関

■ CNCA指定認証機関：製品強制性認証業務実施の主体

- 認証実施規則に従い、CCC認証活動を実施する
- 認証済み製品及び関連企業に対してCCC認証証書を発給する
- 認証済み製品及び関連生産工場に対して抜き取り検査などを行う
- 法律・法規に従い、認証証書の無効、登録の取消、また使用权の取消を判断する
- 認証製品と認証申請人に対する異議、苦情を処理する
- 認証機関はCCC認証証書に対して責任を持つ
(製品の生産者、輸入者、販売事業者は生産、輸入と販売製品に対して責任を負う)

CCC認証制度の管理と実施機関

■ 認証マーク発給と管理機関

- 偽造を防ぐため、市場を統一的に監督することが要求される、そのため、マークの発給等業務はCNCAにより指定される機関が統一管理する

具体的任務:

- 企業から提出された認証証書に従い、認証マークを発給する
- CNCAの授権を受け、非標準規格の認証マーク及び鋳型等其他方式のマーク使用を審査・許可する
- 地方質検機関に法律執行の必要情報を提供する

CCC認証制度の基本要求

■ CCC認証の基本理念

- 人類の健康と安全
- 動植物の生命安全
- 環境保護
- 公共安全
- 国家安全

CCC認証制度の基本要求

■ CCC認証制度の基本 — 市場参入システム

- 強制性認証「製品リスト」内の製品は必ず、認証機関にて認証証書を取得し、製品にマークを付けた後に製造、販売、輸入また経営活動に使用することができる

(注意)

- 中国国内で生産される製品は工場から出荷する前にCCCマークを付けなければならない
- 海外からの輸入製品は輸入前にCCCマークを付けなければならない

CCC認証制度の基本要求

■ CCC認証制度の認証モジュール

- 一種或いは多種の組み合わせがある
 - 型式試験
 - 製造現場の抜き取り試験或いは検査
 - 市場抜き取り試験或いは検査
 - 企業品質保証システム審査
 - 認証取得後の検査

■ CCC認証の実施規則

- 基本要求 (ISO/IECガイド28、「規定」第11条
 - 範囲、申請項目及びサンプル送付、試験、審査、決定、変更、項目拡大、マーク、監督
- 75の実施規則、159品目の製品に適用

CCC認証制度の基本要求

■ 関連義務

➤ 申請人の義務

- 規定に従い、申請及び関連書類を提出
- 認証取得の計画
- 費用の納付

➤ 生産者、販売者、輸入業者の義務

- 認証実施の必要条件を備える
- 認証済み製品の長期保証
- 販売、輸入製品の認証保証義務
- 規定に従いマークの使用
- 認証取得を利用して消費者に誤認を与えてはならない
- 認証証書を転売してはならない
- 質検部門の監督を受けなければならない

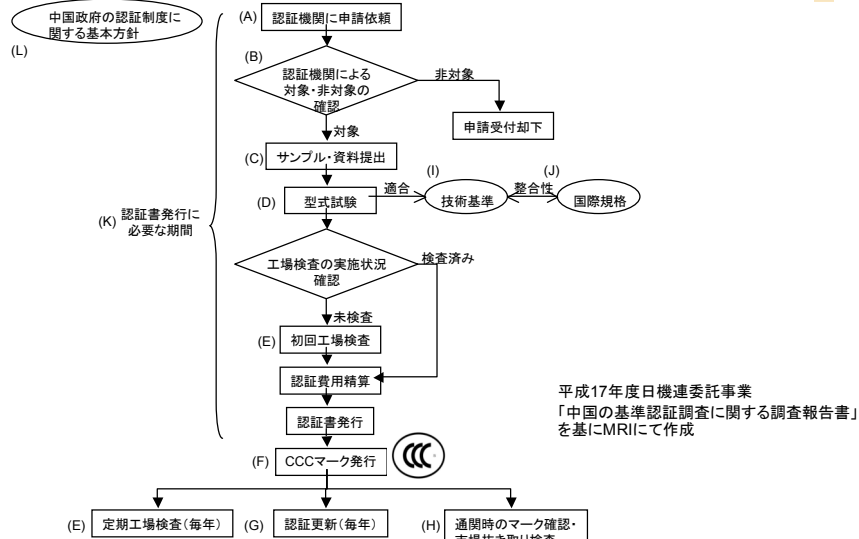
CCC認証制度の基本要求

■ 関連義務

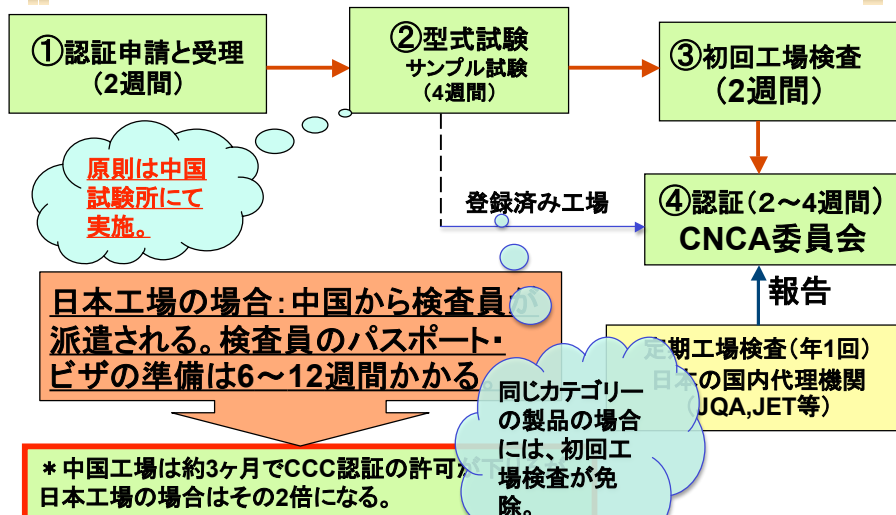
➤ 指定認証機関と試験機関の義務

- 規定に従い認証実施
- 認証結果に対して責任をもつ
- 法律責任を負う
- 認証申請人と認証製品の商業と技術秘密の保持義務
- 認証製品の開発と諮詢業務に従事してはならない

CCC認証の手順



CCC認証の流れと期間



CCC認証の手順

■ 申請

- 申請人:生産者、販売事業者:輸入業者
- 委託者:申請人から正式に委託を受けたもの
- 申請書提出、技術資料、サンプル
- 認証費用を納付
- 認証申請を受理し、カテゴリ毎に申請する

CCC認証の手順

■ 型式試験

- サンプル送付(抜き取り)原則
- サンプル送付(抜き取り)数量
- 試験標準 and/or 技術要求
- 試験項目
- 試験方法

注:カテゴリごとに試験報告。但し、試験の回数は製品の型号と標準に基づいて実施する。異なるカテゴリの同一製品、系列製品の検査は一回でOK

CCC認証の手順

■工場検査

➤内容

- 工場品質保証能力
 - 製品の一致性(名称・製造者・性能の表示、製品構造、主要部品)
 - 検証試験(必要時)
- 審査時間(時機)、日程と人員の調整
 - 多くの現場の審査要求
 - 製品拡大と変更時の審査
 - 審査人員と機関の要求

CCC認証の手順

■結果の評価と許可

- サンプル試験の評価、工場審査の結果
- 認証証書の発給(統一の様式)

認証期限:原則的に90日を超えない程度

CCC認証の手順

■ 認証取得後の監督

- 製造工場の監督頻度
- 製造工場の監督内容
 - 品質保証能力の再検査、認証製品の一致性検査、サンプルの抜き取り試験（必要時）
- 抜き取り試験（必要時に、製造工場及び市場から抜き取り）
- 認証証書の保持、一時中止、登録の取消、使用権取消

CCC認証製品リスト

■ 第一次

- 19種別(9業界:電子電気、電気通信、自動車とバイク、安全ガラス、消防、安全防止、農業機械、ラテックス製品、タイヤ), 132種

安全、EMC、環境保全

- 原輸入安全品質許可製品と安全認証強制性監督管理の製品を基に多少調整したものである

CCC認証製品リスト (第一次)

1. 電線ケーブル(5品目)
2. 電線スイッチ及び保護または接続用の電器装置(6品目)
3. 低圧電器(9品目)
4. 小出力電動機(1品目)
5. 電動工具(16品目)
6. 電動溶接機(15品目)
7. 家庭用や類似用途の設備(18品目)
8. オーディオビジュアル機器(16品目)
9. 情報機器(12品目)
10. 照明器具(2品目)
11. 電気通信ターミナル設備(9品目)
12. 自動車及び安全部品(4品目:自動車、オートバイ、オートバイ用エンジン、自動車用安全ベルト)
13. 自動車のタイヤ(3品目)
14. 安全ガラス(3品目)
15. 農機製品(1品目)
16. エマルジョン製品(1品目)
17. 医療用器械製品(7品目)
18. 消防用品(3品目)
19. 安全技術防犯用品(1品目)

CCC認証リスト製品の増加

- AQSIQとCNCAによる2003年第113号公告(2003年12月1日)
 - 無線LAN用製品(2004年6月1日強制実施)
- AQSIQ,SACとCNCAによる2004年第44号公告
 - 無線LAN用製品の強制実施時期延期
- AQSIQとCNCA2004年第6号公告(2004年1月15日)
 - 溶剤型木製容器用塗料、陶製タイル、コンクリート凍結防止剤(2005年8月1日強制実施)
- AQSIQとCNCAによる2004年第62号公告(2004年6月1日)
 - 侵入センサー、盗難防止用警報機コントローラー、自動車盗難防止用警報システム、盗難防止用セーフティーチェンバーと盗難防止用セーフティボックス(2005年10月1日強制実施)

CCC認証リスト製品の増加

■ AQSIQ及びCNCA2005年第137号公告(2005年9月12日)

- 自動車の照明製品(ヘッドランプ、ウinker; 自動車のフロントライト/リアライト/ブレーキランプ/クリアランスランプ、フロントフォグランプ、リアフォグランプ、バックランプ、パーキングランプ、サイドマーカーランプ、ナンバープレートランプ; オートバイ用ナンバープレートランプ、ポジションランプ); 自動車バックリフレクター、自動車走行記録計、車体用反射標識、自動車用ブレーキホース、自動車用バックミラー、自動車用クラクション、オイルボックス、ドアロック、ドアヒンジ、内装材料、シート、ヘッド)
- (2006年12月1日強制実施)

CCC認証リスト製品の増加

■ AQSIQ及びCNCA2005年第198号公告(2005年12月30日)

- 小児用の玩具車
- 弾丸発射玩具
- 金属玩具
- 人形玩具
- プラスチック玩具

(2007年6月1日強制実施)

■ AQSIQ及びCNCA2006年第103号公告(2006年7月31日)

- 農業用機器類製品(トラックと植物保護機械)

(2006年12月1日強制実施)

認証制度のスムーズな実施のための措置

- 透明度及び情報の収集
 - CNCAウェブサイト
- 認証手続き期間の短縮
 - ウェブサイト上での申請受理、申請受付所の増設、試験機関の増加
- 指定機関における業務の規範化と効率化の確実な実現
- 多国間/二国間の適合性評価結果の相互承認
 - 協力協定の締結
- 認証制度の絶え間なる改善
 - 専門家グループからの進言

CCC認証制度の整備状況

- 2007年6月まで、すでに22種、159品目のCCC認証製品を公表
- 指定認証機関： 14の認証機関
- 指定試験所： 146の指定試験所
- 実施規則： 75の実施規則
- 機械安全分野の状況
 - CCCマーク制度に組み込まれるスケジュールは未定
 - CQC、CUC共にすでに任意で認証を実施しており、すぐにでも対応できる状態にある

他国との協力体制の構築

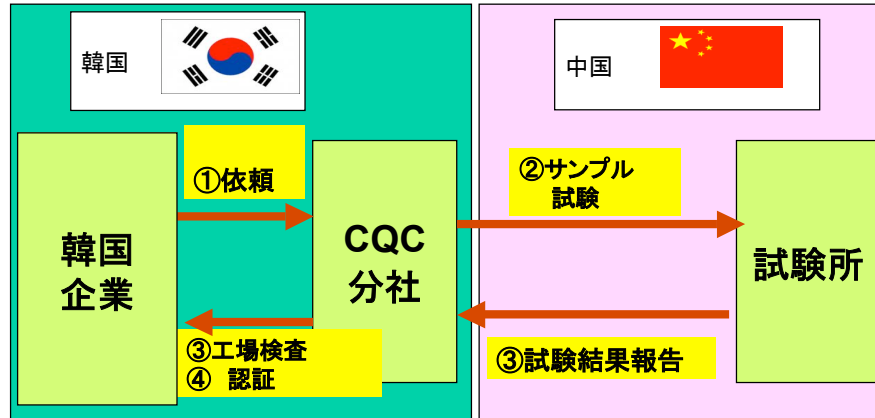
CQCの韓国分社

CQCは、中国国内の最大の認証機関であるが、韓国企業のCCC認証件数の増加に対応するために、CNCAの認可を取得してCQCの韓国分社が準備から僅か半年の時を経て2004年10月19日に韓国分社を設立した。

中国政府はCCC認証制度を海外でブランド化する必要性を認識しており、韓国との交易状況などを考慮し、CQCの韓国分社をCCC認証機関として認可した。

- ①韓国企業のCCC認証期間を短縮し、
- ②韓国に進出しようとする中国企業に有力な情報を与えるなど、中韓両国間の貿易の便宜を図っている。

韓国CQC分社の役割



CQCは韓国をはじめ、今後も北米・ヨーロッパ地域に支社を設立し、サービスを提供する予定。

http://www.welder.or.kr/Report_Foreign/china/Weldingchina-CCC/Weldingchina-CCC.html

CCC認証制度に対する韓国民間企業の取組

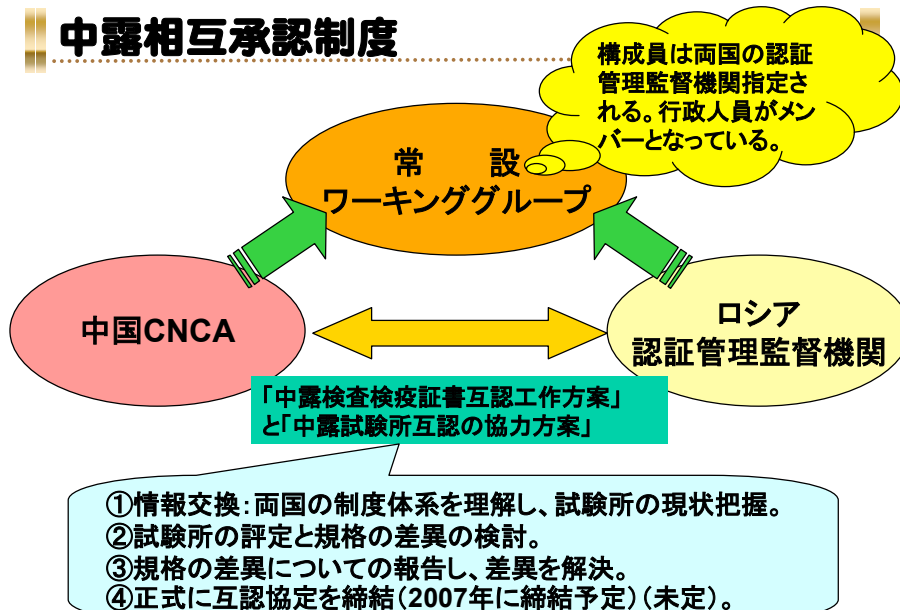
■ 三星電子

- CQCと中国強制認証協約締結(2004年10月25日)
 - 世界の製造業者の中で初めて中国強制認証マーク(CCC)規格に対する公認協約を締結
 - 三星電子は国内にある自主規格試験で得た試験結果をCQCに送るだけでCCCを取得することできるようになり、60日以上要した認証期間を10日以内に減らすことができる、また費用を減らすことができるようになっている

■ LG電子

- CQC TMP(製造者設備試験認証)公認協約を締結(2005年6月23日)
 - CQCより8カ所のLG試験所設備と試験能力に対して「PERFECT」判定を受けた自社施設で全製品に対する中国の電気安全と電磁波特性に対する強制規格試験および認証期間を最大で2週間以内に短縮、費用も50%以下で可能になっている

中露相互承認制度



中国政府の動向

AQSIQと韓国産業資源部技術標準院(KATS)

「標準化と合格評定の協力規定」と中韓合格評定分委会

CNCAとモンゴル標準計量局(MASM)

「輸出入商品品質の保護に関する双方の相互認証協力規定」

中露ワーキンググループ(標準・計量・認証・検査監督)

「中露検査検疫証書互認工作方案」と「中露試験所互認の協力方案」

CNCAとEU企業産業総局(DG Enterprise and Industry)

双方が合格評定工作組を設立し、中欧合格評定工作組の活動方針・範囲・内容を規定し、交流活動を推進。

CCCマーク制度の最新情報

CCC認証制度

■ 技術専門家組

- CNCAの管理のもと、CCC対象品目、CCC実施規則の策定及び品目の対象・非対象を判断するTC「技術専門家組」が存在
- 技術専門家組の取組は非公開
- 家電、IT、電動工具等の品目別に20のTCが組織されている
- TCはそれぞれCNCA、CQC、試験機関(専門家)、企業等から構成されるが、企業については、「当該分野で市場に影響力を持つ企業」が、試験機関の推薦によりTCのメンバーに選定される
- 試験機関の割合は構成員のうち70%以下と規定
- TCはその分野で影響力を持つ試験機関が秘書局(組長)となる
- 日系企業も参加できるが、参加するためには、各TCの秘書局を務める試験機関からの推薦が必要



CCC認証制度

■ GB規格の国際規格整合状況

- CCCに適用している規格で、GB全体で48%が整合し、うち電気・電子分野は90%整合

■ 組織の合併

- 2007年3月、CCICとCQCが合併しCCIC集団となる。CCICは3つの部門からなる
 - 試験部門(今後国の試験機関を統合)
 - 製品検査(CCICの業務であった船積前検査等)
 - 認証(CQCはこの部門。16部門のうち9部門が認証、うち8部門が製品、1部門がシステム認証、これ以外に国際部門がある)
 - CNCA指定認証機関のうちCEMCを含め9機関がCQCに統合される予定。9機関のうち2機関がCCC認証機関で、残りの7機関はシステム認証、環境認証をおこなっている。

CCC認証制度

■ 実施細則の改訂

実施細則CNCA-01C-016(家用和类似用途设备)より

旧実施細則

4.2型式试验

4.2.1型式试验的送样

4.2.1.1型式试验的送样原则

型式试验送样应从认证申请单元中选取代表性样品进行型式试验。根据需要, 申请单元覆盖的其他产品需送样做补充试验。

CCC認証制度

改訂版実施細則

4.2型式試験

4.2.1型式試験の送样

4.2.1.1型式試験の送样原則

型式試験送样应从认证申请单元中选取代表性样品进行型式试验。根据需要,申请单元覆盖的其他产品需送样做补充试验。

申請整机认证时,整机内的关键安全元器件(附件4)应按对应要求单独送样进行检测。若关键安全元器件已获得有效的强制性产品认证证书/国家认监委规定的可为整机强制性认证承认认证结果的自愿性认证证书,可免于单独送样检测,但仍需满足整机检测标准的要求。

型式試験サンプルは、認証申請ユニットの中から代表的なサンプルを選び、型式試験を行うものとする。必要に応じて、相違点に関する試験を補足するために、申請ユニットがカバーするその他製品のサンプルを提出しなければならない。

機械の認証を申請する場合、機械内の重要な安全部品(付属資料4)は、対応する要件に従い単独で検査用サンプルを提出するものとする。重要な安全部品が、既に有効な製品強制認証証書を取得済み、その認証結果を機械の強制認証として承認することができる、と国家認証認可監督管理委員会が規定した自主的認証証書を取得済みである場合、単独の検査用サンプル提出は免除できる。ただし、機械の検査基準要件は満たさなければならない。

中国試験機関

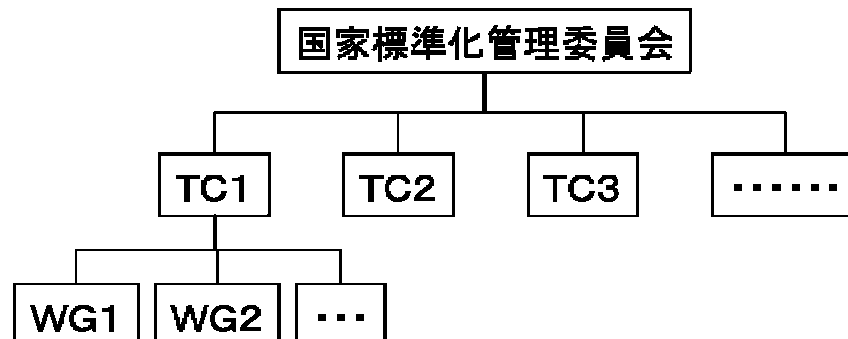
- 中国の試験機関のレベルは、制度発足当時と比較するとレベルが向上しており、問題がなくなっている
- 信息产业部(日本版総務省+経済産業省)や機械工業部といった各省に付属する試験機関であり、国から潤沢な資金を得て設備を導入した後、独立採算に移行しているため、設備面においてJET/JQAを超えている
- 試験機関の特徴(現地日系企業情報)
 - BTHEA(北京):北京では規模が大きく立派
 - CEST(北京):地方の機関
 - SEATL(上海):税関の下部機関
 - STIEE(上海):CEMCの下部機関
 - TIET(上海):技術監督局の下部機関
 - CVC(広州):上海の機関よりまともで立派

中国版RoHS規制

- 情報産業省でRoHS規制を検討している
- 中国政府は、RoHSに対応できる試験機関の数が現在のところ十分でないので、RoHS規制の導入時期には慎重
- CQCは、CCC認証制度にRoHS規制が取り入れられると考えている
- 中国政府は、RoHSに関してSGSの試験結果を認める模様
- 北京のPONYや深センのCTIがRoHS試験を実施

標準規格作成プロセス

- 規格作成は、ISOと同様な体制およびプロセス行われるが、トップダウンもあればボトムアップもあり、実質的には政府・政府系シンクタンク・大学の有識者によって規格案が作成され、WGでのコメントはあまり規格に影響しない



標準規格作成プロセス

- 中国標準技術委員会が作成した案を国家標準化管理委員会が批准する
- 規格作成活動参加のためには、3000元払ってWGに参加する必要があり、参加しないとえられない情報が多すぎる
- 規格作成に際しては、業界における強大な企業が自社の優位性を保つために、自分達に有利な規格を作ることがある
- CNCAが関係部門を招集してGBの規格作成の要望を表明することがあり、TCという技術委員会にメンバーとしてはいることもある
- 標準規格ができるには3～5年かかる
- 標準規格の見直し期間は明確に定めておらず、適合性の観点から国際標準が見直されれば検討するし、国内事情も考慮するなど、必要に応じて見直しを実施

市場監査制度

- 製品情報や事故情報をモニタリングするシステムとして、製品品質法に基づいた地方の技術監督局による市場監査制度がある
- 技術監督局による日常の監査業務と、CNCAが実施する買い取り検査(1年に1回)によって製品情報や事故情報を把握
- 中国家用電器検測所では市場監査を3ヶ月に1回実施
- 買い取り検査が最近多くなっており、市場監査が強化されている

機械安全規格に関する取組状況

■ 標準化作業の効果に対する考え方

- 設備製造業の安全生産レベルを向上させ、人々の生命と財産の安全を保証する重要な手段
- 設備製造業の構造調整を戦略的に実現するための重要な措置
- 設備製造業の構造調整を戦略的に実現するための重要な措置

■ 機械安全規格の現状

- 機械安全の分野で、180項目の国家規格を制定・公布（設備製造業全体における国家規格総数の4%）
- 業界規格は110項目（設備製造業における業界規格総数の1.3%）
- 機械安全のタイプA・Bの規格は90項目（基本的に国際規格及びEN規格を採用）
- 53の全国的な個別標準化技術委員会が確立されており、約1500名の専門家が参加

機械安全規格に関する取組状況

■ 機械安全標準化作業に存在する課題

- 系統的な規格体系が整備されていない
- 国際規格や国外の先進的な規格との格差大
- 規格の実施状況に差がある
 - 安全規格の実施を負担と見なし、その執行を回避または無視している企業がある
 - 製品の技術性能指標に関して、国家規格や業界規格より低い企業規格を定めて、機械安全規格の実施に影響を及ぼしている企業がある

機械安全規格に関する取組状況

■ 機械安全標準化作業における重点事項

- 機械安全規格の運用体制のさらなる整備
 - 「予防主体」という方針を徹底し、機械製品の設計者に全く新しい設計理念を提供
 - 基本規格(タイプA・B)と個別安全規格(タイプC)との関係について研究
 - 全国機械安全標準化技術委員会と関連する個別機械設備標準化技術委員会との協力強化による、規格の計画、制定・改訂及び宣伝・徹底の作業に責任を負い、標準化体系の有効運用を保証
- 設備製造業における安全生産の重点課題を中心に積極的な展開
 - プレス・起重機など事故の多い機械設備の安全性の問題に焦点を絞り、個別安全規格を定め、正しい使用を指導
 - 安全特性・パラメータ、安全防護装置、検査・試験、生産過程の安全、機械安全に関する人間工学的な条件、機械電気機器の安全、および衛生学に関する条件などの分野についての規格を重点的に研究し、個別設備の安全規格に対する技術的支援を提供
- 国際標準化作業の強化
 - 国際的な標準化作業に積極的に参加し、先進的な規格を消化吸収して、国情に適した国際規格を適時に国内規格化と国情・利益を反映させた積極的な規格提案を実施
- 機械安全規格の宣伝・徹底の強化
 - 全国機械安全標準化技術委員会と関連する個別機械設備標準化技術委員会が、適時に専門家を組織し、関連する育成教材を作成し、宣伝・徹底及び育成訓練の計画を示して実行する

機械安全規格に関する取組状況

- 機械安全分野が、CCCマーク制度に組み込まれるスケジュールは未定
- CQC、中联认证中心(CUC)共にすでに任意で認証を実施しており、すぐにでも対応できる状態にある

中国でビジネスするには

- 最初は戦略的投資として取り組む必要がある
- プロセス及びルールが標準がされている分野以外は、拠点を設けて、現地機関と地道な人脈形成をする必要がある
- 現地機関との交渉には、現地スタッフが対応する必要がある
- 情報は、官報がないために現地機関が実施するセミナー等に参加して入手する必要がある